



平成18年(2006年) 5/20 第1105号

発行：小平市 編集：企画政策部 秘書広報課 〒187-8701 小平市小川町二丁目 1333番地 ☎042(341)1211(代表)

市報 こだいら

人口と世帯数		
平成18年5月1日現在		
◎住民基本台帳登録数		前月比
男	88,418人	363人増
女	88,744人	463人増
計	177,162人	826人増
世帯数	78,849世帯	718世帯増
◎外国人登録数		4,179人

◇小平市ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp> ◇電子メール info@city.kodaira.tokyo.jp

市制施行44周年記念式典において、地域の振興に貢献した方の表彰を行います。ふさわしい方を推薦してください。

対象 保健衛生、地域福祉、生涯学習などの各分野で、団体の役員または指導者として、平成18年10月1日現在、継続して活躍している方で10年以上会長もしくは会長に準ずる役職に就いている方(行政功労表彰など他の表彰対象となっていない方、すでに同様の表彰

地域の振興に貢献した方の表彰推薦を受付

市では、6月4日(日)を市内一斉清掃の日と定め、自治会をはじめ各種団

市では、6月4日(日)を市内一斉清掃の日と定め、自治会をはじめ各種団

国の児童手当の制度が変わり、支給対象年齢がこれまでの小学校第3学年修了前(9歳到達後最初の年度末)から小学校修了前(12歳到達後最初の年度末)に拡大され、あわせて所得制限も引き上げられました。

児童手当の対象年齢・所得制限が拡大

扶養親族などの数	自営業者など(国民年金加入者など)	サラリーマンなどに加入の方(厚生年金など)
0人	4,600,000円	5,320,000円
1人	4,980,000円	5,700,000円
2人	5,360,000円	6,080,000円
3人以上	1人につき380,000円加算	

◆支給金額(月額) 第1子・第2子がそれぞれ5千円、第3子以降が1万円です。

◆児童手当を受けるには 児童手当は養育者からの申請がないと支給されませんので、新たに対象になる方は申請してください。

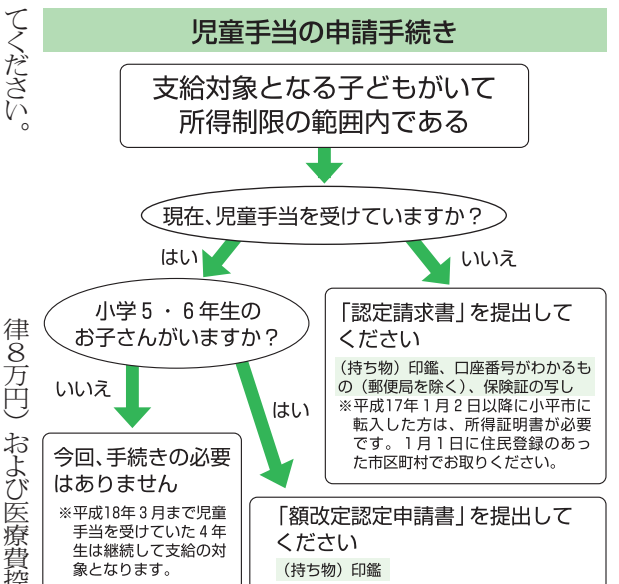
ただし、平成18年3月まで児童手当を受けていた小学4年生は、継続して支給の対象となりますので、あらためて手続きをする必要はありません。

※公務員(一部の方を除く)の方は、職場へ申請してください。

◆所得制限 養育者の所得が一定額以上の方には、児童手当は支給されません(上表参照)。

※平成18年4・5月分は平成16年中の所得で、6月分からは平成17年中の所得で決定します。

※合計所得(収入が給与収入のみの場合は源泉徴収額の給与所得控除後の金額)から社会保険料相当額(一



対象となる方で、9月30日(土)までに申請した場合は、平成18年4月分からさかのぼって支給されます。

※改正前(小学5年生まで)改正前の所得制限)に支給対象であったにもかかわらず申請していなかった方で、今年度要件および所得制限に該当の方は、申請月の翌月からの支給となりますので、早めに申請してください。

※現在受給していない方で、平成16年中(平成16年

◆申請に必要なもの 印鑑、認定請求書または額改定認定申請書、保険証の写しなどが必要です(右図参照)。

◆手続きの期限など 今回の制度改正で新たに

6月4日(日)はごみゼロデー 市内一斉清掃の日

環境美化週間 5月28日(日)から6月11日(日)までは、環境美化週間です。

地域ぐるみで美化活動を実施するとともに、ふだんから「捨てない、汚さない」



平成17年度環境ポスターコンクール金賞 東京創価小学校 中村美佳さんの作品

環境ポスター 金賞作品展 市内の小・中学生によるポスターコンクールの歴史金賞作品を展示します。

とき 5月30日(火)～6月8日(木) ※土曜日は午前のみ、日曜日を除く。

ところ 市役所1階ロビー 問合せ 環境保全課 ☎042(346)9536

多摩六都フェア ごみゼロフリーマーケットに行こう

とき 6月4日(日) 午前10時～午後2時 雨天実施 ところ 市役所北側立体駐車場(西武線青梅街道駅徒歩7分) ※車での来場はご遠慮ください。

内容 ▽フリーマーケット(50店) ▽飲食コーナー(食器持参者には割引あり) ▽生ごみたい肥、ウッドチップ無料配布 ▽粗大ごみで出された小物の抽選無料配布



市議会 6月定例会 市議会6月定例会は6月6日(火)から開会の予定です。市議会を傍聴してみませんか。本会議、委員会の日程などについては問い合わせください。なお、日程は小平市ホームページでもご覧になれます。

問合せ 議事事務局 ☎042(346)9566

夜間納税窓口 5月25日(木)に開設 日中に市税の納付や納税相談ができない方のために、夜間窓口を開設しますので、ご利用ください。

問合せ 収納課 ☎042(346)9528

市税の未納世帯を市職員が戸別訪問 今月は、市の職員が滞納整理のために戸別訪問します。訪問の際には、身分を証明する徴税吏員証を携帯します。

問合せ 収納課 ☎042(346)9527・9528

今月の税 5月 ◇固定資産税・都市計画税(第1期) ◇軽自動車税 ※納付は、5月31日(水)の納期限までにお願います。便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。